AAA

県 章

山形県公報

令和2年11月6日(金) 第153号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

п 3.	
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止(庄内総合支庁地域保健福祉課)	1123
○山形県県民の海・プールの利用料金・・・・・・・・・・(観光立県推進課)	… 同
○農用地利用配分計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots 1127$
	$\cdots 1128$
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots 1129$
○同 (庄内総合支庁建設総務課)	… 同
○同	… 同
○県道の供用の開始・・・・・・・・・・・ (同)	…1130
○道路の位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・(会 計 局)	… 同
公告	
○特定調達契約に係る落札者の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建設企画課)	
○同	… 同
	

山形県告示第759号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	廃止年月日
有限会社愛・めぐみ	多機能型介護ステーションぬくもり 酒田市泉町 9番19号	訪	問	介	護	令和 2.11. 1

山形県告示第760号

山形県県民の海・プール条例(平成12年3月県条例第26号)第7条第2項の規定により、山形県県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

		区 分		利 用 料 金		
個一般	回数	回数券による利用の場合		こつき	6, 000F	
人			1 人22回	10, 800 F		
	パン	スポート(1年間)による利用の場合	1人1年	こつき	32, 000F	
	パン	スポート(半年間)による利用の場合	1人180日	につき	17, 600	
	パン	スポート(3月間)による利用の場合	1 人90日 1	こつき	9, 700 F	
		スポート(高齢者)(1年間)による利用	1人1年	こつき	25, 000	
	パンの場	スポート(高齢者)(半年間)による利用	1人180日	につき	13, 800	
	パンの場	スポート(高齢者)(3月間)による利用	1人90日	こつき	7, 600	
		スポート(障がい者等)(1年間)による目の場合	1人1年につき 1人180日につき		25, 000	
		スポート(障がい者等)(半年間)による 目の場合			13, 800	
		パスポート (障がい者等) (3月間) による 利用の場合 夏季の利用の場合		1人90日につき		
	夏季			1人1回につき		
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	540	
	冬季	冬季の利用の場合		1人1回につき		
		高齢者の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	430	
	夏季	季及び冬季以外の利用の場合	1人1回 につき	土曜日等	650	
			(0,75	上記以外の日	590	
		高齢者の利用の場合	1人1回	こつき	540	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	540	
		トレーニングルームのみの利用の場合		1人1回につき		
高校生	上 回数	女券による利用の場合	1人11回	3, 500F		

		1人22回につき	6, 400F
	パスポート (1年間) による利用の場合	1人1年につき	19, 500F
	パスポート(半年間)による利用の場合	1人180日につき	10,700
	パスポート (3月間) による利用の場合	1人90日につき	5, 900 F
	夏季の利用の場合	1人1回につき	430 F
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320F
	冬季の利用の場合	1人1回につき	290F
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回 土曜日等	430
		上記以外の日	350
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	320
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	270
児童等	回数券による利用の場合	1人11回につき	3, 000
		1人22回につき	5, 600
	パスポート(1年間)による利用の場合	1人1年につき	15, 900
	パスポート(半年間)による利用の場合	1人180日につき	8,800
	パスポート (3月間) による利用の場合	1人90日につき	4, 800
	夏季の利用の場合	1人1回につき	320
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	270
	冬季の利用の場合	1人1回につき	240
	障がい者等の利用の場合	1人1回につき	220
	トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回につき	220
	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回 土曜日等	320

				上記以外の日	290	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	270	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	220	
団 -	一般	夏季の利用の場合	1人1回	こつき	520	
体		冬季の利用の場合	1人1回	こつき	490	
		高齢者の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	400	
		夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回 につき	土曜日等	520	
				上記以外の日	490	
		高齢者の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	440	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	1人1回につき		
虐	高校生	夏季の利用の場合	1人1回	こつき	350	
		冬季の利用の場合	1人1回	こつき	290	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	270	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	250	
	-	夏季及び冬季以外の利用の場合	1人1回 につき	土曜日等	350	
				上記以外の日	290	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	270	
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	1人1回につき		
J.	見童等	夏季の利用の場合	1人1回	こつき	260	
		冬季の利用の場合	1人1回	こつき	240	
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	220	

		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	200円
	夏季及び冬季以外の利用の場合		1人1回 土曜日等 につき		260円
				上記以外の日	240円
		障がい者等の利用の場合	1人1回	こつき	220円
		トレーニングルームのみの利用の場合	1人1回	こつき	200円
	回数	数券による利用の場合	1組11回に	こつき	7,900円
親子	夏季	季及び冬季以外の利用の場合	1組1回 につき	土曜日等	970円
				上記以外の日	790円

備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる 者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「高齢者」とは、利用目における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 6 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。
- 7 この表において「夏季」とは、7月1日から8月31日までの日をいう。
- 8 この表において「冬季」とは、12月1日から翌年の3月31日までの日をいう。
- 9 この表において「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 10 パスポートの有効期間は、パスポートを購入した日から起算してこの表に定めるパスポートの区分に応じ 当該区分に定める期間とする。
- 2 適用期間

令和2年11月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第761号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	32者	山形市飯沢24番 1 ほか106筆
上山市	12者	上山市三上字屋敷浦459番ほか33筆
寒河江市	2者	寒河江市大字日田字中向255番ほか2筆
河 北 町	2者	西村山郡河北町西里字下槙6114番ほか1筆
西川町	1者	西村山郡西川町大字海味字下モ山1411番ほか13筆
大江町	19者	西村山郡大江町大字左沢字雨池前田1781番1ほか53筆
村山市	9者	村山市大字大久保元宝田字東浦359番ほか197筆
尾花沢市	3者	尾花沢市大字尾花沢字下新田1631番ほか26筆
最上町	10者	最上郡最上町大字大堀字宮ノ下1745番ほか42筆
真室川町	1者	最上郡真室川町大字川ノ内字上田表1332番ほか2筆
南陽市	12者	南陽市梨郷字長須ケ渕463番1ほか48筆
白鷹 町	3者	西置賜郡白鷹町大字山口字土窪4855番1ほか49筆
鶴 岡 市	35者	鶴岡市八色木字荒落94番ほか195筆
三川町	1者	東田川郡三川町大字成田新田字中城410番ほか6筆
遊佐町	3者	飽海郡遊佐町北目字畑道下20番ほか122筆

2 認可年月日令和2年10月27日

山形県告示第762号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営たらのきだい地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 換地計画書
- 2 縦覧に供する場所 鶴岡市役所本庁舎
- 3 縦覧に供する期間 令和2年11月10日から同年12月9日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審

査請求をすることができる。

- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第763号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。 令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市千門町536番13から 同 533番5まで		旧	12.0 メートル 10.5	メートル 28
同	上	新	13.3 メートル (10.5	同上

山形県告示第764号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。 令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市羽黒町手向字執行坂13番94から 同 中台2番9まで		旧	127. 4 メートル (18. 2)	メートル 524
同	上	新	117.8 メートル	同上

山形県告示第765号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。 令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区		間	旧新の別	敷地の幅員	延長	
鶴岡市羽黒町手	≒向字羽黒山25番8から 33番46まで		旧	55.9 メートル く 44.7	60 ×-	トル
同		上	新	55. 9 メートル	同 上	

山形県告示第766号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。 令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 鶴岡羽黒線

2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町手向字執行坂3番45から

同 羽黒山33番6まで

3 供用開始の期日 令和2年11月8日

山形県告示第767号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 指定の番号 私道村総建第193号

2 指定の場所 東根市四ツ家一丁目2110番101、1495番1の一部、1495番2の一部、1497番4の一部

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 105.98メートル

4 指定年月日 令和2年10月27日

山形県告示第768号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

 別表第4中
 ボ 新斎町支店
 ボ 東新斎町2番48
 ボ ボーラ

 ボ 酒田北支店
 酒田市ゆたか一丁目15
 ボ ボーク16

11	酒田北支店	酒田市ゆたか一丁目15	"	<i>II</i>	
		番地の16			に、

,	<i>!!</i>	明石台支店	#明石台六丁目3番6	JJ	II	
,	<i>II</i>	イオン利府支店	宮城郡利府町利府字新 屋田前22番地	"	11	· &
1)	IJ	明石台支店	# 明石台六丁目 3 番 6	JJ	11	lz.
,	<i>II</i>	ねずが関支店	ル 温海戊577番地 1	"	11	*] &
[/	<i>''</i>	新斎町支店	# 末広町9番15号	"	II] J
,	IJ.	ねずが関支店	ル 温海戊577番地 1	II .	II	- に、
,	II	吉岡支店	"	"	II	
[]]	吉岡支店	"	<i>II</i>	11] L
,	IJ	イオン利府支店	富谷市明石台六丁目3番6	II .	II	- に改める。
_ 附 の規			日から施行する。ただし	、別表第	 第4の改正規定	中
,	II	新斎町支店	" 東新斎町2番48 号	"	11	
,	II	酒田北支店	酒田市ゆたか一丁目15 番地の16	"	II	- <i>を</i>
	"	酒田北支店	酒田市ゆたか一丁目15	"	IJ] [
1)			番地の16			に改める部分及び

]]	新斎町支店	11	末広町9番15号	11	"	
11	 ねずが関支店]]	 温海戊577番地]]	JJ	
	43 / 7 / 12/2/11	1				

に改める部分は、同月24日から

施行する。

公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目 4番27号
- 5 落札金額 4,653,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和2年7月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月6日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線透視撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社コーア 山形市松波一丁目12番15号
- 5 落札金額 34,595,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日 令和2年8月28日

